

<地域共生社会推進全国サミット in とよた プレサミット>

令和5年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

日時：令和5年8月2日（水）午後2時～

場所：豊田市福祉センター2階 介護予防室

議事次第

1 開会・福祉部長 挨拶

- ・地域共生社会を考えるために知っておきたい100のことシート

2 豊田市成年後見・法福連携推進協議会について

本資料(P.3-4)

3 委員委嘱及び会長、副会長選出について

席次表・本資料(P.5)

4 議事

(1) 計画の取組実績について（報告）

本資料(P.6-13)

(2) 新たな法人後見の担い手確保について

- 社会福祉連携推進法人の進捗状況について（報告）
- 受任調整に関する検討フローの見直し（案）について（協議）

別添資料 1

本資料(P.14-16)・別添資料 2

(3) 豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況について（報告）

本資料(P.17-25)

<送付資料>

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 本資料 第1回会議本資料
- ④ 別添資料 1 「社会福祉連携推進法人となりの」の設立に向けた進捗状況について
- ⑤ 別添資料 2 新たな法人後見団体の設立を踏まえた受任調整に関する検討フローの見直し（案）について
- ⑥ 参考資料 1 豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱
- ⑦ 参考資料 2 新旧対照表（設置要綱）
- ⑧ 参考資料 3 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直し
- ⑨ 参考資料 4 地域共生社会推進全国サミット in とよたチラシ
- ⑩ 意見書 ※委員のみ

当会議は、「地域共生社会推進全国サミットin とよた」のプレサミットとしても開催しています

（開催日程）令和5年10月12日（木）～13日（金）

（開催場所）名鉄トヨタホテル、参合館



○ **豊田市** では、目指すべき **地域共生社会** について、次のように考えています。

- ① 一人ひとりの「**安心な暮らし**」
 - ② 一人ひとりの「**生きがい（自分らしさ）**」
 - ③ 人や活動の「**つながり合い**」
- を**ともに**つくり、**幸せ**を感じられる社会



- それでは、あなたは、この地域共生社会の3つの点がどうなったら幸せですか？
- それを誰とともに創りたいですか？家族ですか？それとも友人、近所、企業、事業者、社協、市役所でしょうか？
- それぞれが地域共生社会で過ごしたい生活を考えられるよう、知っておきたい豊田市での取組や事例などを共有したいと思います。

地域共生社会 と 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 について

- ☑ ①安心な暮らし ☑ ②生きがい（自分らしさ） ☑ ③つながり合い
- 豊田市では、平成29年に豊田市成年後見・法福連携推進協議会を設置し、司法、医療、福祉等によるネットワークを構築してきました。
- 令和5年からはこのネットワークに消費生活センターが加わり、消費生活センターとの連携を強化していきます。
- 認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で、いつまでも「自分らしく」「安心して暮らし続ける」まちを目指して、豊田市ではこれからも様々な関係者によるネットワークづくりを進めていきます。

問合せ先
豊田市 福祉総合相談課（電話：34-6791）

令和5年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会
第1回会議・本資料

令和5年8月2日（水）
豊田市 福祉部 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター

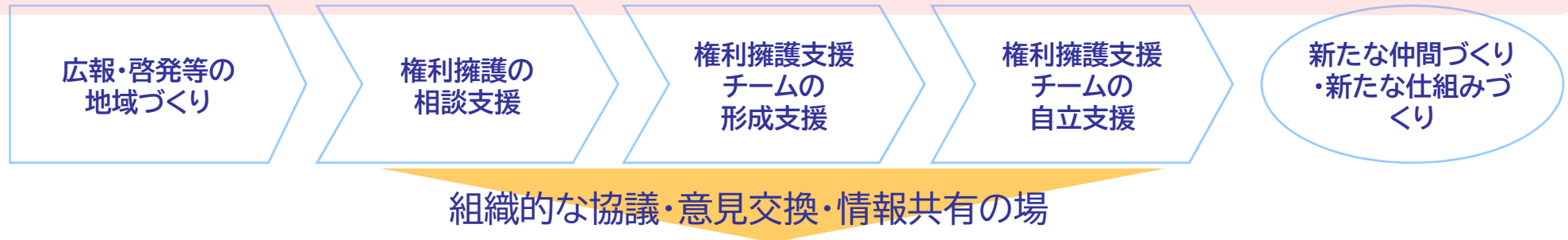


令和5年度開催
第5回地域共生社会推進
全国サミット inとよた
(2023.10.12~13)

- 1 豊田市成年後見・法福連携推進協議会について …… P. 3～4
- 2 委員委嘱及び会長、副会長選出について …… P. 5
- 3 計画の取組実績について …… P. 6～13
- 4 新たな法人後見の担い手確保について …… P. 14～16
【別添資料1、2】
- 5 豊田市地域生活意思決定支援の進捗状況について …… P. 17～25

- 権利擁護支援に関わる司法・医療・福祉等の関係者が集まり、権利擁護支援の様々な場面における課題、取組について、組織的な協議、意見交換、情報共有を行う。
- 計画の中間見直しに伴い、消費生活センターとの連携を強化するため、令和5年度より協議会体制の見直しを実施。

地域の関係者・機関と協力・連携しながら、どう運営していくか、どう体制を確保していくのか



協議会の概要(H29～、年3回程度)

- 【委員】 弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、基幹包括支援センター所長、地域自立支援協議会副会長(相談支援専門員)、医療ソーシャルワーカー
- 【オブザーバー】 家庭裁判所
- 【事務局】 豊田市福祉総合相談課、豊田市成年後見支援センター
- 【内容】
 - ①センターの運営状況の評価・協議
 - ②成年後見制度の利用促進等の権利擁護支援策の検討・協議
 - ③司法と福祉の連携により解消すべき課題等に関する検討・協議



- 【☆見直し】
 - ①消費者安全確保地域協議会として一体的に機能できるように協議すべき事項を追加
 - ②消費生活センターを委員に追加

第1回
(8/2)

- 計画の取組実績について
- 新たな法人後見の担い手確保について
- 豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況について

10/12-13 地域共生社会推進全国サミット in とよた



第2回
(11/28)

- 身寄りのない市民への支援のあり方検討の進捗状況について
- 暮らし応援資金について(寄付・遺贈)

第3回
(1/30)

- とよた市民後見人と意思決定フォロワー養成について
- 豊田市成年後見支援センター次年度事業計画について
- 次期計画の策定方針について

<委員(8名)> ※ :新任

松山 剛久	愛知県弁護士会
川上 明子	愛知県司法書士会、成年後見センター・リーガルサポート愛知支部
近藤 孝	愛知県社会福祉士会
榎本 康宏	豊田加茂医師会
杉村 龍也	愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院
山地 香代子	豊田市基幹包括支援センター
阪田 征彦	豊田市地域自立支援協議会
古巢 道明	豊田消費生活センター

<オブザーバー> ※オブザーバーは必要に応じて招集するものとする

- (1)名古屋家庭裁判所に属する者
- (2)委員以外の委員所属団体に属する者
- (3)他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

<事務局>

豊田市 福祉部 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター(社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 くらし応援課)

順不同、敬称略

計画の取組実績について

- 令和2年度から令和7年度までの成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援に関する取組を記載。
- 取組の性質ごとに、具体的取組を「重点取組」「基礎取組」「懸案事項」に分類している。
- 計画の中間年である令和4年度に中間見直しを行った。具体的には、計画における取組の方向性（目指すまちの姿取組の柱）は継続しつつ、「重点取組」について見直しを実施。



策定期期

令和2年3月策定

計画期間

令和2年度から令和7年度まで

目指すまちの姿

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち
～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う
権利擁護支援の推進～

位置付け

- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条第1項に規定される市町村計画として策定
- ・「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連動して策定

具体的取組

- 【重点取組】新規又は拡充を行う取組(7)
- 【基礎取組】既の実施している基本的な取組(14)
- 【懸案事項】体制強化に向けて検討を進める事項(4)

※(重点):令和5～7年度も継続して重点取組として推進するもの

支援者・専門職向け研修の実施

- 「つなげるケース目安」を用いた研修や、「意思決定支援」をテーマに事例検討や意見交換を実施。

送付先変更に係る手続き事務の簡素化（重点）

- 「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」にかかる確認書の送付先変更事務を対応。

豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及（重点）

- わたしのノート(スタート編)を活用したモデル取組を17名に実施。
- 当ツールの活用により、本人の意思をより把握しようとして本人とのコミュニケーションが深まった、専門職間で支援内容についてコミュニケーションを取る機会が増えたなどの効果を確認。

身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備（重点）

- 身寄りのない人の支援に関する多職種連携による作業ワーキングを実施し、入院に関する支援場面の確認・共有を実施。
- 身寄りのない人等を対象とした「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行ケースを2件開始した。

○ 令和元年度から開始したとよた市民後見人養成講座については、これまで46名が養成講座を修了し、延べ20名が家庭裁判所から選任され、市民後見人として活躍している。

○養成講座修了者数等の推移

	R1	R2	R3	R4	R5.7.14 現在	総数
養成講座修了者数	17名	19名	10名	0※未開催	0	46名
バンク登録者数	17名	16名	7名	▲5名	▲1名	34名
受任者数	0	7名	5名	5名	3名	20名

○ 活躍の様子



本人との面会



センターへの報告



地域住民への啓発(後見一歩)

○ 市民後見人のこれまでの受任状況(詳細)

令和5年7月14日現在

	成年被後見人等の状況	市民後見人	備考
①	70代女性 認知症 介護老人保健施設	60代女性 パート	単独受任
②	50代女性 知的障がい 障がい者施設	50代女性 公務員	単独受任
③	20代女性 精神障がい 精神科グループホーム	60代女性 パート	終了
④	80代男性 認知症 介護老人保健施設	70代男性 パート	終了
⑤	80代男性 認知症 精神科病院	70代男性 無職	終了
⑥	70代女性 認知症 サービス付高齢者向け住宅	50代女性 公務員	単独受任
⑦	60代男性 知的障がい 障がい者施設	60代男性 会社員	単独受任
⑧	80代女性 認知症 有料老人ホーム	60代男性 無職	単独受任
⑨	80代男性 認知症 有料老人ホーム	70代男性 パート	
⑩	70代女性 認知症 サービス付高齢者向け住宅	60代男性 その他	終了
⑪	90代女性 認知症 介護老人福祉施設	50代女性 パート	
⑫	40代男性 精神障がい 精神科病院	60代男性 パート	単独受任
⑬	80代女性 認知症 グループホーム	70代男性 自営業	
⑭	60代男性 精神障がい 精神科病院	50代男性 会社員	
⑮	80代女性 認知症 グループホーム	60代男性 会社員	
⑯	30代女性 精神障がい 有料老人ホーム	50代男性 その他	
⑰	80代女性 認知症 サービス付き高齢者向け住宅	50代女性 会社員	
⑱	80代女性 知的障がい 介護老人福祉施設	70代女性 会社員	
⑲	90代女性 認知症 サービス付き高齢者向け住宅	60代女性 その他	
⑳	70代男性 認知症 介護老人福祉施設	70代女性 無職	

- 事前説明会では過去最大の156名の参加者が集まり、過去最大の31名から養成講座の申込みがあった。
- 増加要因として、①豊田加茂医師会及び同志社大学教授の御協力による意思決定支援をテーマにした講演会の実施、②医療機関や金融機関など民間企業等の御協力による広報活動の拡大、③新型コロナウイルスの5類感染症への移行などが挙げられる。

○ 事前説明会 兼 市民のための学ぶ会

■日 時: 令和5年6月17日(土)午後2時～午後4時10分

内 容: ①講演「在宅医療と意思決定支援」 講師: 豊田加茂医師会柴原理事
②説明会 参加者: 77名

■日 時: 令和5年6月24日(土)午後2時～午後4時10分

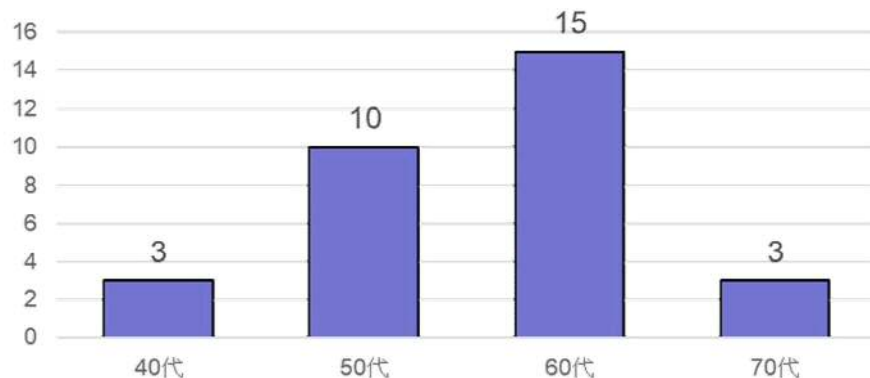
内 容: ①講演「地域における権利擁護支援活動」 講師: 同志社大学永田教授
②説明会 参加者: 79名



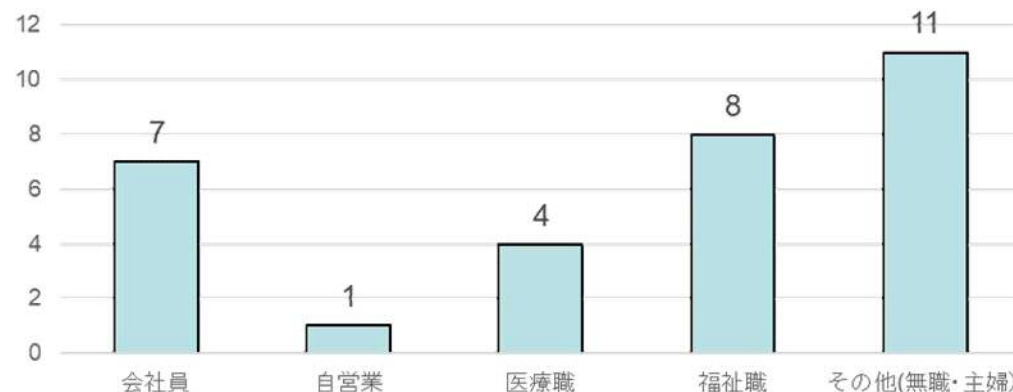
○ 養成講座

■基礎講座: 令和5年7月22日(土)～10月7日(土)のうち7日間
申込者: 31名

① 年齢構成 41歳～77歳(平均60.7歳)



② 職業等



■実務講座: 令和5年10月21日(土)～12月23日(土)のうち6日間

受講者: 基礎講座を修了し、市民後見人として活動することを希望する方が受講予定

- 令和4年度において、「相談」、「申立て支援」、「後見人支援（後見人等からの相談対応）」が増加。
- 新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和を受けて、市民等からの相談や支援者等の支援活動が活発になった。

基礎取組	単位	R2	R3	R4
<啓発・広報>				
出前講座（成年後見制度）	（回）	13	10	16
出前講座（エンディングノート）	（回）	4	4	5
金融機関向け研修会	（回）	0	0	3
<相談>				
相談対応（センター）	（件）	3137	3148	3880
相談対応（市、社協、地域包括、障がい相談）	（件）	1098	1173	1680
<申立て支援・受任調整>				
申立て支援（センター）	（人）	96	91	119
市長申立て（市）	（件）	15	14	37
受任調整会議	（件）	63	63	75
<関係機関調整>				
多機関合同事例検討会（社協）	（回）	3	3	1
他事業からの移行（日自、困窮から後見）	（件）	8	10	11
<法人後見>				
法人後見（センター）	（件）	41	45	57
<後見人支援>				
後見人等からの相談対応（センター）	（人）	77	76	122
利用支援事業（市）	（件）	51	81	69

※(重点):令和5～7年度からは重点取組に移行するもの

消費生活センターとの連携策の検討（重点）

- 消費生活センターとの連携を強化するため、本協議会への消費生活センターの参画調整を実施。

高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり（重点）

- 障がい者施設の施設従事者による虐待対応については障がい福祉課、高齢者施設の施設従事者による虐待対応については介護保険課が中心となって対応することで整理。

居住支援に関する取組との連携策の検討

- 「賃貸人の居住支援に対する理解が進んでいない」ことがテーマの部会を実施。
- 貸主側へ向けた入居及び居住に関する課題への対応方策を周知するためのチラシ作成と、居住支援協議会が重層的支援体制へ参加し、住宅相談もあわせた支援対応を行う方針を決定。

新たな法人後見の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

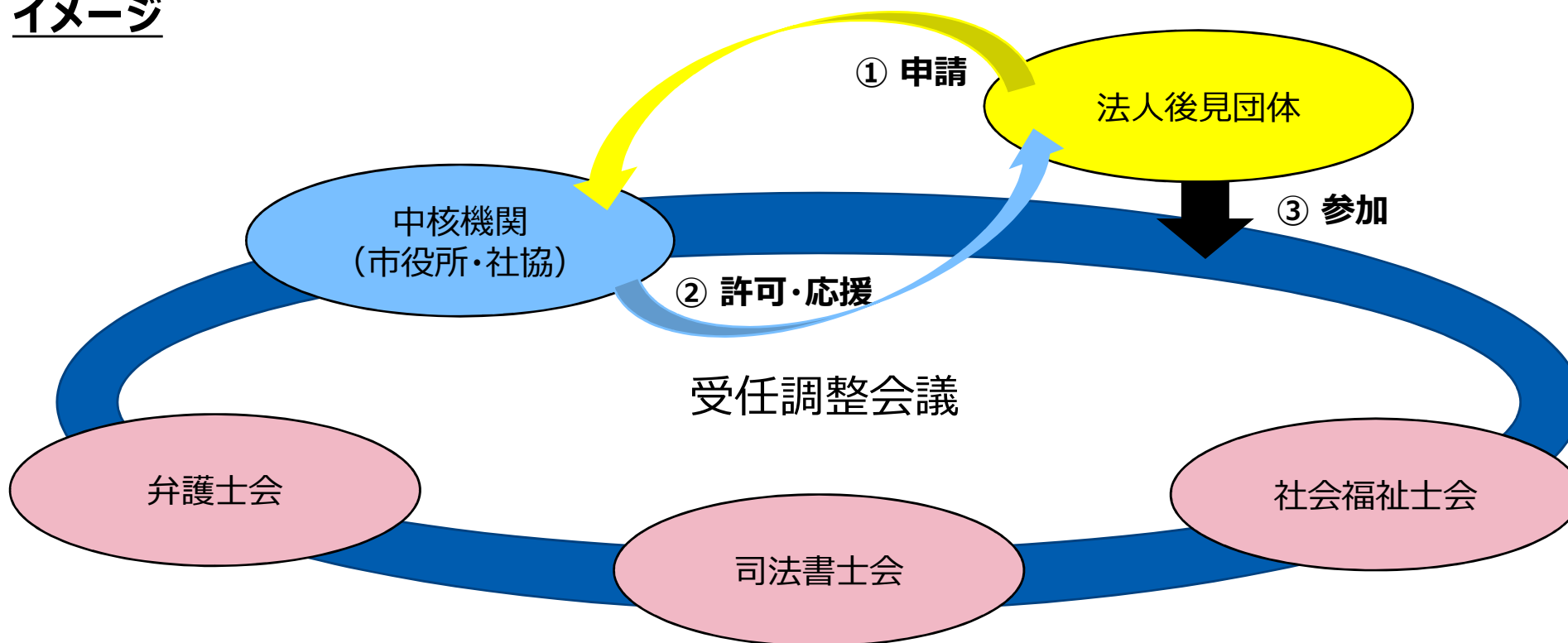
- 社会福祉連携推進法人設立に関する各種協議、調整について協力を実施。

新たな法人後見の担い手確保について

1 とよた後見ネットワーク（仮称）

○ 社会福祉連携推進法人の設立により法人後見団体とのネットワークを作り、連携強化とスムーズな受任体制を構築することを目的に、中核機関が中心に（仮称）「とよた後見ネットワーク」を立ち上げる。

イメージ



1 とよた法人後見ネットワーク（仮称）

加入条件

- 中核機関が定めた条件を満たす法人であること。
- 法人の運営方針などから、受任調整会議の参加者全員から出席の了解を得られた法人であること。
- 受任調整会議を経て受任することを前提に、同会議に出席ができる法人であること。

加入者のメリット

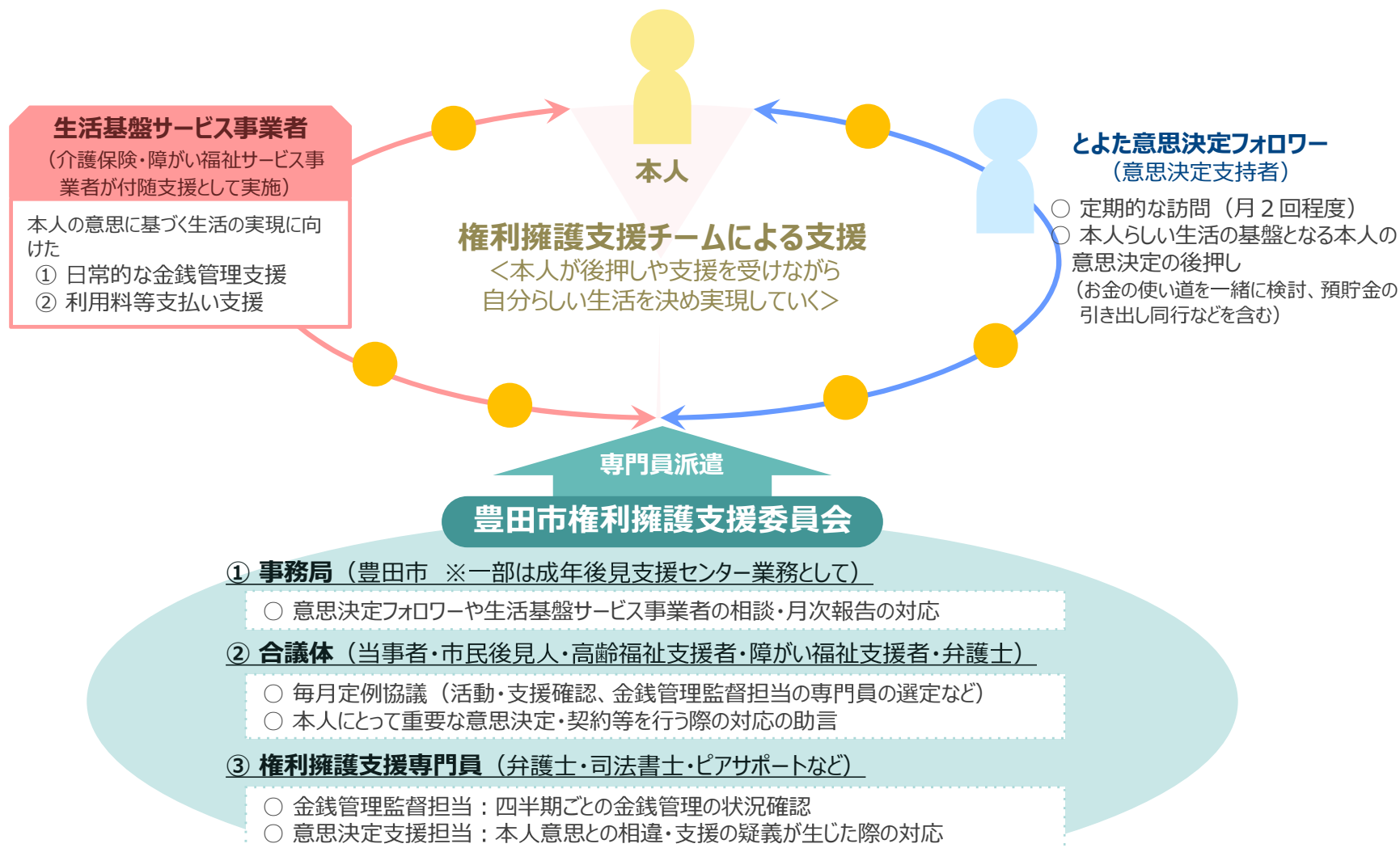
- 「くらし応援資金」から、自立的な運営を目的に、必要となる立ち上げ費用（3か年を目途）の補助を受けることができる。
- ネットワークを活用した研修やサポートを受けることができる。

豊田市のメリット

- 成年後見制度の担い手不足に対し、安心安全な担い手を確保できる。

豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況について

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市：①事業の実施（フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

令和4（2022）年度

試行の枠組みづくり

- 意思決定フォロー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会の役割整理
- 試行要綱、様式等の作成

試行（モデルケース）の開始

- 高齢者＋特別養護老人ホームのモデルケース
- 障がい者＋共同生活援助のモデルケース
- 2件ともフォローは市民後見人養成講座修了生

令和5（2023）年度

仕組みの成熟化

- 意思決定フォローの育成・活動支援の定例化
- 日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方の検討継続
- 利用増にも対応できる事務フローの整理

試行パターンの増加

- モデルケースのパターン増を進める。
- これにより、本事業を利用することで、地域生活課題の解決や、生活の質の向上が可能となる対象者像の整理を進める。

※ 本事業は、厚生労働省の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の採択を受けて実施しており、上記取組を進めることで、総合的な権利擁護支援策の構築といったこれまでの方向性に基づいた事業化の可能性を高めつつ、国の動向（参考資料：一定所得層については、身元保証等民間サービスの利用を前提にするものと推察される。これについては、6/27国WGにおいて、数多くの委員より、当該の方向性を危惧する厳しい意見が相次いでいる。）を注視しておく必要がある。

対象者の状況に応じた今後の権利擁護支援策のイメージ ～法定後見終了場面を中心に～

資料6

※基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる（第二期計画p4）

施設等による事実上の支援 / 家族等による事実上の支援

意思決定支援等の確保、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討

法的課題の発生（債務整理、遺産相続、入所・入院契約、預貯金解約、虐待など）

法定後見制度（必要な範囲・期間で利用できるようにすること等の見直しを検討）

専門職後見

法的課題の解決（代理権・取消権の行使）

生活の安定

本人又は後見人等による契約締結

【契約】

頼れる身寄りなし

日常生活自立支援事業、モデル事業②など
公的サービス
※無料又は低額を考慮

民間サービス

※実態把握や課題の整理を踏まえた対策を考慮

意思決定支援等の確保、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討

法人後見

親族後見

市民後見

モデル事業

①

モデル事業

③-2

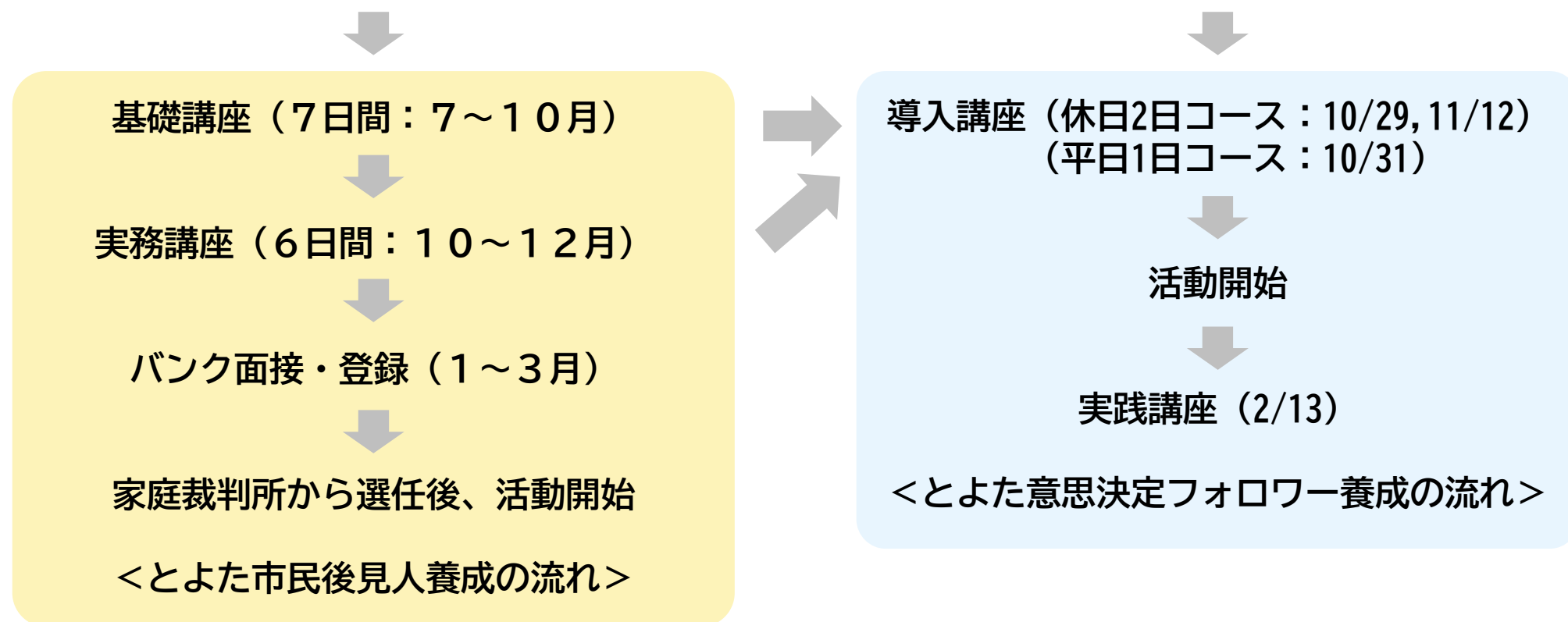
※適切な後見人等の選任・交代を推進
注：上記後見人等の記載は例示

低
支払能力
高

（注）本資料は、意見交換のために、事務局において作成した一つの模式（イメージ）であって、様々なケースを網羅的かつ画一的に表しているものではない。

- とよた市民後見人として活動するには、基礎講座及び実務講座を受講後、面接を経て、とよた市民後見人バンク登録し、選任を待つ(基礎講座を今年度受講した人が、翌年度に実務講座を受講してバンク登録することも可。)
- とよた意思決定フォロワーについては、導入講座を受講後に活動開始し、実践講座を受けながら活動を充実させる。
- ご自身の関心等に合わせて、とよた市民後見人養成講座を受講後、意思決定フォロワーの導入講座を受講することで、市民後見人だけでなく、意思決定フォロワーとして活動することもできる。

とよた市民後見人養成講座事前説明会 兼 とよた市民のための意思決定支援・権利擁護支援を学ぶ会



高齢者であるAさんのケース	
ご本人の概要	<ul style="list-style-type: none"> 70代女性（要介護4→5、認知症）。特別養護老人ホームに入所中。
意思決定フォローの活動	<p>【とよた市民後見人受任者】 月2回、施設に訪問して、1時間程度お話ししている。 （市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実）</p> <p>① 2022.12訪問時 お団子が好きで、食べたいとの会話をした。そのため、フォローが後押し。 本人→施設「お団子が食べたい。」 施設→本人「お正月に食べますか？」との提案があった。</p> <p>② 2023.1訪問時 本人→フォロー「管理されていて自由になるお金はない（あきらめ）。」 本人→施設「お団子を買ってほしい。」（okが出た）</p> <p>③ 2023.2訪問時（1回目） 本人→フォロー「お団子は食べられていない。」（その後、食べる事ができた）</p> <p>（関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果）</p> <p>① 2022.12活動報告（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> 自由になるお金はない。 </p> <p>② 2023.3活動報告（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> お金の事をスタッフに聞いても、「ない」と言われる。年金があるはずなのに、どうなっているのか。 </p> <p>③ 2023.5活動報告（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> お気に入りだったピンクのひざ掛け。「ひざ掛けをしている写真がある。見せたい。」と見せてくれた。 どこにいったのかスタッフと話したいのかを本人ともう一度話してみる（今までは本人はあきらめている）。 </p> <p>④ 2023.6活動報告（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> 何度もトイレに連れていかれる（「イヤ」と言えない。言うてはいけないと思っているよう）。 </p>



高齢者であるAさんのケース	
ご本人の概要	<ul style="list-style-type: none"> 70代女性（要介護4→5、認知症）。特別養護老人ホームに入所中。
生活基盤サービス事業者の支援	<p>【社会福祉法人C <介護保険サービス事業者（特別養護老人ホーム）>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者として施設長、サービス提供責任者兼支援員として同建物内の別事業ケアマネを配置。 元々、社協が金銭管理支援していたケースであるため、現状でも、通帳と印鑑は社協で管理しているが、社協の関与をできるだけ少なくできるよう調整。 施設利用料等は自動引き落とし設定にしてあるため、日用品・小遣い等で3,000円/月分、予備用として1万円程度を、事業者において現金管理。 残金が少なくなった場合、施設職員が社協より必要額を受け取る。受領した施設職員は施設事務所で保管している出納簿に記入して、金額を追加する。 支払い等が必要な場合、対応する職員が事務職員の確認を受けた上で実施する。
権利擁護支援専門員（金銭管理監督担当）の監督	<p>【豊田市内の司法書士（リーガルサポート所属）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023.4.21 施設を訪問して、金銭管理状況の監督を実施。 現金、出納簿、根拠書類などを確認。 社協より現金を預かった施設職員が自身で出納簿を通じて、追加していたため、社協とのやり取り（受領書など）を残すことや、当該職員以外のものが出納簿に受け入れを記入することに改めるようを指摘。 次回は7月に実施する予定。

	障がいのあるBさんのケース
ご本人の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50代女性（知的障がい、療育手帳あり）。市内のアパートで1人暮らし。市内の民間企業で清掃業務などに従事。
意思決定フォローの活動	<p>【とよた市民後見人養成講座修了生】 月2回、自宅等に訪問して、1時間程度お話ししている。 （市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実）</p> <p>①本人の従前からの気持ち 「痛い痛いって言っても尋ねても、なかなか病院に（連れて）行ってもらえなくて。」「薬を飲んでも効かないって何回言ってもKさん（事業者）が聞いてくれなくて。」「私の痛いのを誰もわかってくれない。」（手術を悩んでいた）</p> <p>②2023.2訪問時 本人→フォロワー 「手術した方が良いですか？」 フォロワー→本人 「（手術をした方が良いかの答えは）フォロワーとしては言えない。」「Bさんの気持ちで医師に伝えてくださいね。」</p> <p>③2023.2末 本人→医師 「頭が痛いから手術してください。」（その後、入院・手術に）</p> <p>④2023.3訪問時 本人→フォロワー 「まだ少し痛みは残っている。しかし薬で痛みが治まるので、これについては良かった。」</p> <p>（関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果）</p> <p>①2023.4訪問時 本人→フォロワー 「（Kさん（事業者）の話し言葉が）速くて聞き取れないのでゆっくり話してほしい。」「フォロワーから伝えてほしい。」「もっとゆっくりと私たちの頭についていけるように話してほしい。」 フォロワー→本人 「Kさん（事業者）にお願いするしかないですね。」</p> <p>②2023.5訪問時（1回目） 本人（フォロワー同席）、Kさん（事業者）、施設長と話し合い</p> <p>③2023.5訪問時（2回目） 施設長からKさん（事業者）に話すことを進められた。フォロワーがそれを後押しし、本人→Kさん（事業者）に伝えた。 本人 「Kさん（事業者）もゆっくりと話してくれるようになった。」「自分も『もう一度、言ってほしい。』と言えるようになった。」「施設の人に想いを話すと、嫌われると思って心配していた。」</p>

障がいのあるBさんのケース	
ご本人の概要	<ul style="list-style-type: none"> 50代女性（知的障がい、療育手帳あり）。市内のアパートで1人暮らし。市内の民間企業で清掃業務などに従事。
生活基盤サービス事業者の支援	<p>【社会福祉法人D <障がい福祉サービス事業者（共同生活援助）>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者として法人理事、サービス提供責任者兼支援員としてグループホームの世話人を配置。 通帳と印鑑を法人で管理。 本人が毎月に使いたい金額を決めたら、事業者と相談しながら、使いみちを確認。 上記で決めた額を本人がキャッシュカードで引き出し。 サービス料は自動引き落とし設定にしてあり、交通費・食費・日用品・小遣い等で6万程度を現金化。 本人が現金管理。 本人は支払い等の記録を毎週つける。それを見ながら、事業者が毎週残金状況をチェック。
権利擁護支援専門員（金銭管理監督担当）の監督	<p>【豊田市内の弁護士（愛知県弁護士会所属）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023.5.30 法人本部を訪問して、金銭管理の支援の状況をヒアリング。 2023.6 実際に、本人がつけている支払記録簿と根拠資料、通帳を確認。 毎回ではなくても良いが、監督の際に、本人に同席してもらい、様子などをヒアリングできると良いとの提案がされた。



行政・社協・中核機関と共働する
地域課題対応型の社会福祉連携推進法人

「社会福祉連携推進法人となりの」 の設立に向けた進捗状況について

～ 地域における公益的な取組の推進と発展 ～

August 2th, 2023

社会福祉連携推進法人となりの設立事務局

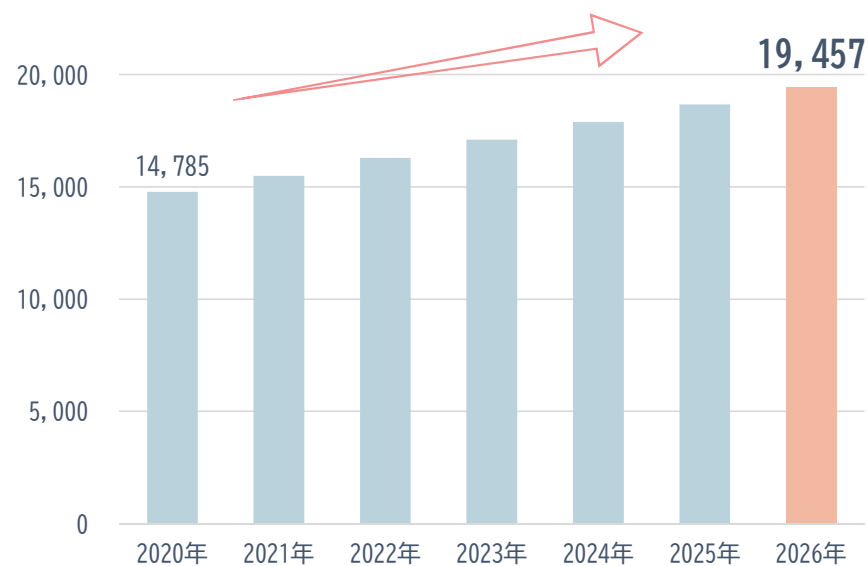
代表 阪田 征彦 (社会福祉法人無門福社会常務理事)



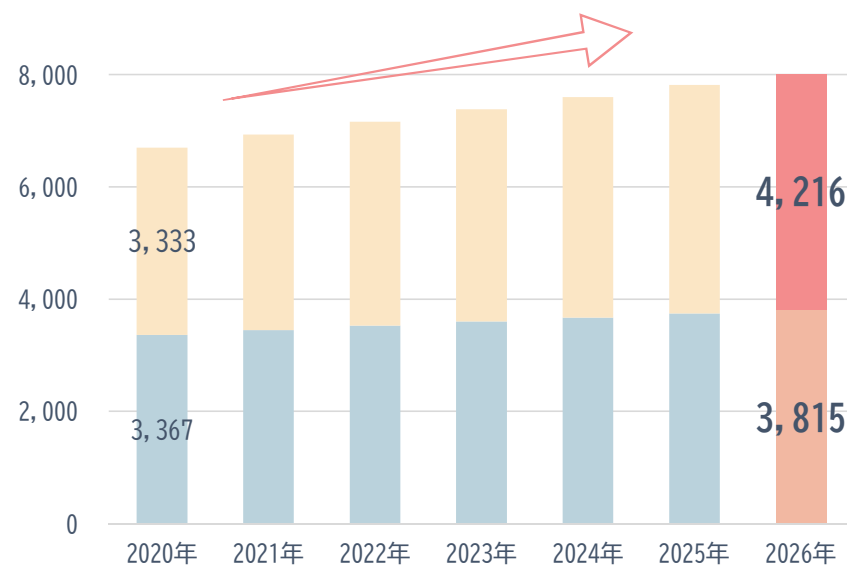
豊田市において成年後見制度の担い手が必要となる背景

- 高齢化（特に後期高齢者）に伴う認知症高齢者数の増加。
- 知的・精神障がい者数の増加、地域移行の増加、親の高齢化。

推計認知症高齢者数



障がい者手帳所持者数
(下：療育手帳、上：精神保健福祉手帳)

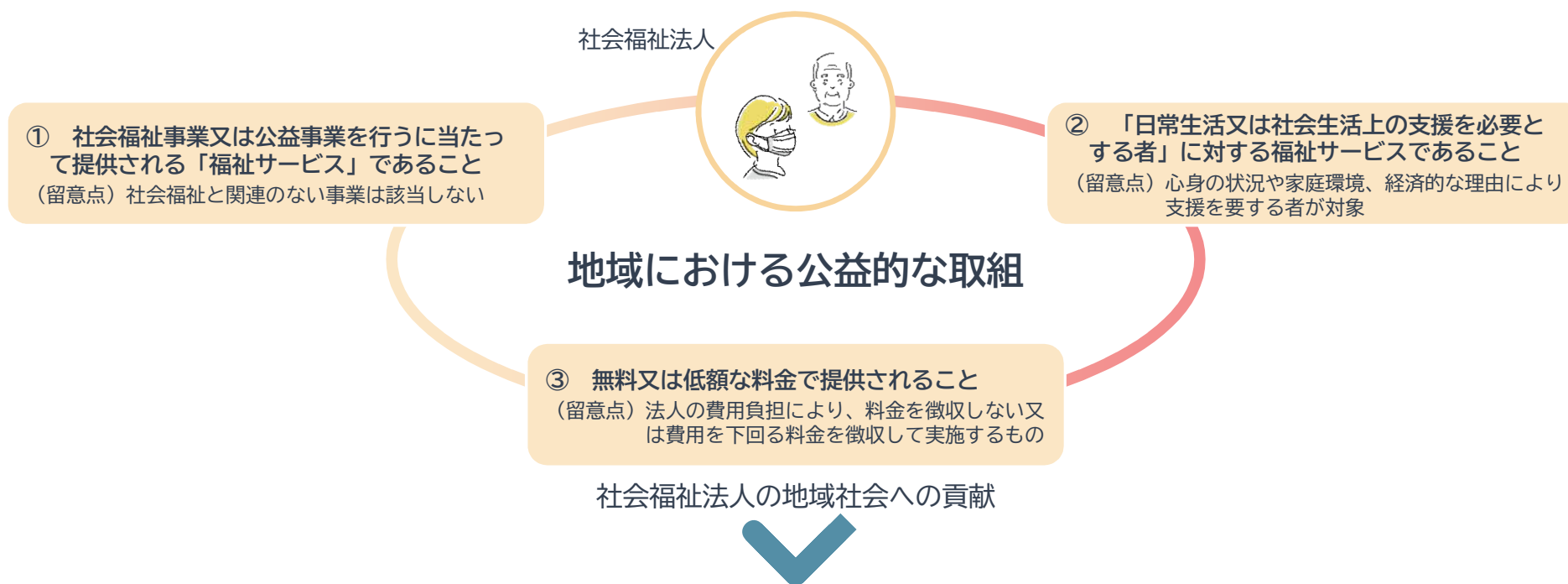


(出所) 第8期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(左)、第5次豊田市障がい者ライフサポートプラン(右)

©豊田市法人後見設立準備委員会

社会福祉法人を巡る動向

- 平成28年改正社会福祉法において、「地域における公益的な取組」の責務規定が創設。
⇒ 社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割の明確化。



地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉サービスに対応するサービスが充実

豊田市における新たな法人後見実施の方向性

豊田市で事業を運営する社会福祉法人が

新たに**社会福祉連携推進法人を設立**して**法人後見を実施**

社会福祉法人が法人後見を行う意義

- ・ これまで培ってきた福祉的な支援のノウハウの活用
- ・ 地域で担うべき公益的な役割を果たせること
- ・ 職員が後見業務に従事し生活全般を見る経験や、権利擁護や意思決定支援の重要性を改めて知る機会を得ることは、社会福祉法人としても人材育成の観点で有益



社会福祉連携推進法人で実施する理由

- ・ 不足する後見人の担い手数への対応（スケールメリットの活用）
- ・ 成年後見制度業務の専門性を効率的に確保（各法人で備える非効率さの回避）
- ・ 利益相反の回避（自法人の利用者の後見受任はできない）

地域課題の解決へ

成年後見制度を必要とする市民の権利擁護支援ニーズ

支援開始までの流れと連携推進法人で受任する案件の想定について

成年後見支援センターで相談

- ・ 成年後見制度の必要性や申立て方法などを相談する

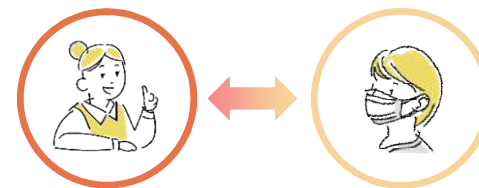


成年後見支援センター定例会 ・ 受任調整会議で連携推進法人 の受任の適正判断



受任

連携推進法人の事務局にて支援員 として担当する法人の調整



社会福祉連携推進法人で受任する案件の想定

(当初)

- ・ 社員である社会福祉法人が経営する施設の入所者
- ・ 社員である社会福祉法人が支援し、その支援体制が整っている利用者
- ・ 賛助会員が経営する第一種社会福祉事業の利用者



将来的には、社会福祉法人に期待される役割として、社員である社会福祉法人が関わっていない豊田市民も含めて後見受任できる体制を整える。

社会福祉連携推進法人の設立に向けた経過について

- R5.01.10 無門福祉会阪田と社会福祉士2名にて、市福祉総合相談課の助言を受けながら構想を作成
- R5.01.12 各社会福祉法人と構想や必要性を共有するために、法人訪問の実施
- R5.02.07 R4豊田市成年後見・法福連携推進協議会にて、関係機関・団体に動きを共有
- R5.03.01 法人が連携して後見受任をしている「愛知県知的障害児者生活サポート協会」に視察
- R5.03.10 豊田市福祉部長ほかに対して、構想と各法人の反応を説明
- R5.03.18 豊田市成年後見支援センター長ほかに対して、構想と各法人の反応を説明
- R5.03.19 社会福祉連携推進法人の監事や評議会として参画する方への声掛け
- R5.04.10 愛知県庁への構想説明（以後、許認可に必要な書類等の事前確認のやり取り）
- R5.04.11 各法人のコアメンバー会議の開催
- R5.04.14 豊田市社会福祉協議会常務理事ほかに対して、構想と各法人の反応を説明
- R5.05.11 市内社会福祉法人向け説明会の開催（10法人13名参加）
- R5.05.31 全国権利擁護支援ネットワーク事務局長への構想説明
- R5.06.20 名古屋家庭裁判所岡崎支部への構想説明

社会福祉連携推進法人の設立に向けた経過について

- R5.06.末 社会福祉連携推進法人に参画・賛助する法人の確定（社員4法人、賛助会員2法人・1施設）
- R5.07.18 豊田市社会福祉協議会会長に対して、構想の説明と協力を依頼
- R5.07～ 社会福祉連携推進法人の前身となる一般社団法人設立に向けた公証役場への相談・調整

<以後は、今後の予定>

- R5.08月上旬 一般社団法人の定款認証→登記
- R5.08中旬 一般社団法人の社員総会（社会福祉連携推進法人への移行に関する議決）
- R5.08下旬 愛知県に社会福祉連携推進法人の許認可申請
- R5.09.19 愛知県の法人認定審査会にて審議→認可予定

豊田市で開催される

「地域共生社会推進全国サミット」の分科会B（10/13）

で対外的に広く公表予定

社会福祉連携推進法人の設立に向けた各機関・団体の協力について

豊田市（福祉総合相談課）

- 仕組みづくりへの助言
- 関係機関・団体へのつなぎ、打合せ等の同席

豊田市社会福祉協議会 豊田市成年後見支援センター

- 受任調整会議の見直し
- 「暮らし応援資金」による立ち上げ費用等の助成
- 人材育成への支援



愛知県（監査指導室）

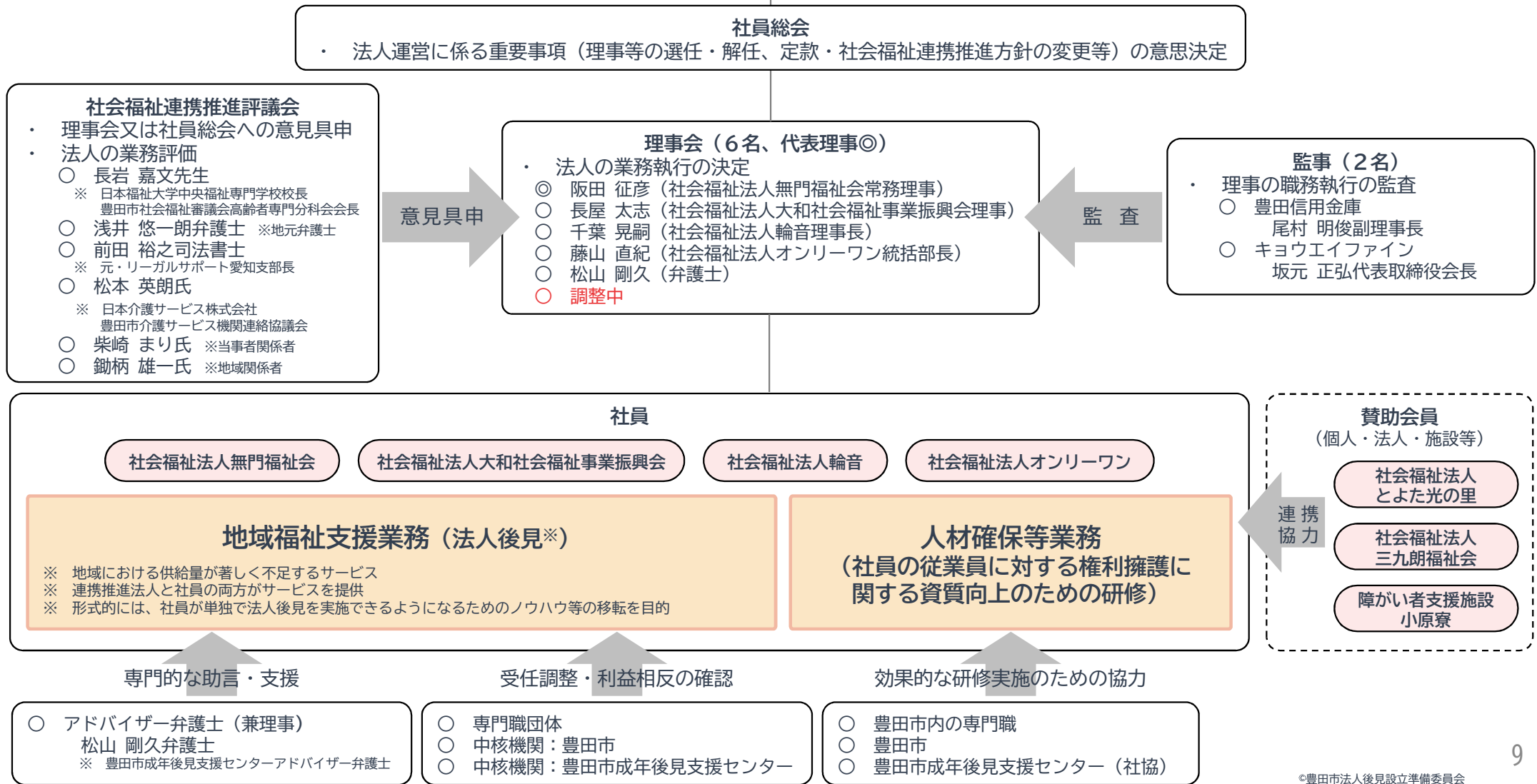
- 社会福祉連携推進法人の許可事務に要する書類作成への助言

名古屋家庭裁判所（岡崎支部）

- 法人設立前に法人の趣旨や運営の仕組み等を家裁に説明する機会の提供

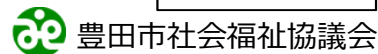
社会福祉連携推進法人の体制図（案）

社会福祉連携推進法人となりの



新たな法人後見団体の設立を踏まえた 受任調整に関する検討フローの見直し（案）について

別添資料2



- 豊田市では、「福祉的な支援の調整」が中心となる後見活動が求められる場合、これまで「社会福祉士」と「社協法人後見（市委託事業）」を中心に受任調整を進めてきた。
- 成年後見のニーズが高まる中で、社会福祉連携推進法人の設立による新たな法人後見の担い手が増える見込みであることから、新法人の特性を加味して、特に「福祉的な支援の調整」が中心となる後見の受任検討を中心に、検討フローの見直しを行う。

本人が必要とする支援の中心が、財産管理や身上保護を通じた「丁寧な見守り」や「意思決定支援」である

YES

ただし、「法的問題の解決」や「福祉的な支援の調整（居所の安定などを含む）」が同時並行で進む場合

※ 専門的支援の見直し・課題解決の時期などが明らかな場合



とよた市民後見人

※ 市民後見人へのリレーや市民後見人との複数受任をあらかじめ検討する

専門的支援の検討			
	ア 法的な支援の必要性	イ 福祉的な支援の必要性	ウ セーフティネット支援の必要性
検討の視点	① 債務整理、金銭搾取等紛争性（の可能性）に対する支援が必要	① 介護・福祉サービスの利用調整や入院・入所の調整や、それらとの連携が中心となる支援が必要	① 8050問題・ひきこもり・虐待対応・ネグレクト等行政機関との緊密な連携を要する支援が必要
	② 不動産の売却や相続手続き等の支援が必要	② 若年者や長期入所者など比較的長期期間にわたる丁寧な身上保護が中心となる後見活動が必要	② 成年後見制度利用支援事業の対象にならない境界層の低所得者への後見活動が必要

※ その他、本人の特性や状況、支援環境などを加味しながら、受任調整を検討（複数受任の検討、社会福祉連携推進法人が受任する際の利益相反関係の確認を含む）

<基本的な考え方>

アー①の視点が支援の中心

弁護士



アー②の視点が支援の中心

司法書士



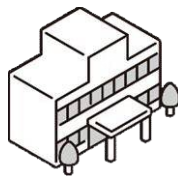
イー①の視点が支援の中心

社会福祉士



イー①or②の視点が支援の中心

法人後見団体



ウー①or②の視点が支援の中心

社協法人後見（市委託事業）



※ 専門性を発揮する支援が終了した場合は、成年後見支援センターに相談して市民後見人へのリレーを検討。

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護支援に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- （1）豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。
- （2）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。
- （3）司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- （4）その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護支援に資すること（消費者安全法（平成21年法第50号。）に基づく消費者安全確保地域協議会として協議すべき事項を含む。）。

（組織）

第4条 推進協議会は、常任委員8人をもって組織する。

（委員）

第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護支援等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）愛知県弁護士会に属し、かつ愛知県弁護士会が推薦する者
- （2）愛知県司法書士会に属し、かつ愛知県司法書士会又は公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部が推薦する者
- （3）愛知県社会福祉士会に属し、かつ愛知県社会福祉士会が推薦する者
- （4）豊田加茂医師会に属する者
- （5）医療相談員である者
- （6）豊田市基幹包括支援センターに属する者
- （7）豊田市地域自立支援協議会に属する者
- （8）豊田市消費生活センターに属する者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第6条 推進協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 名古屋家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(推進協議会の開催)

第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。

(推進協議会の公開)

第9条 推進協議会は、公開するものとする。

(部会の設置)

第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、豊田市成年後見支援センター一定例会等の部会を置くことができる。なお、支援同意が得られていない事案を取り扱うときは、豊田市支援会議設置要綱に基づき対応するものとする。

- 2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて決めるものとする。
- 3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会

会長の了解を得て、市長が決定する。

- 4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。

(報償)

- 第11条 第5条の委員及び第7条のオブザーバーには、市長が別途定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。
- 2 部会員に対する報償費については、市長が別途定めるものとする。

(事務局)

- 第12条 推進協議会の事務局を福祉部福祉総合相談課に置く。
- 2 部会の事務局を豊田市成年後見支援センターに置く。
 - 3 推進協議会及び部会の運営については、中核機関である豊田市及び豊田市成年後見支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。
- (施行期日)
- 2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。
- (施行期日)
- 3 この要綱は、令和3年7月7日から施行する。
- (施行期日)
- 4 この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p data-bbox="297 248 972 284" style="text-align: center;">豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱</p> <p data-bbox="163 347 356 379">第1条 省略</p> <p data-bbox="215 443 304 475">（設置）</p> <p data-bbox="163 491 1106 762">第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護支援に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。</p> <p data-bbox="215 826 371 858">（所掌事務）</p> <p data-bbox="163 874 1106 957">第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。</p> <p data-bbox="181 973 1106 1433">（1）豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。 （2）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。 （3）司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。 （4）その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護支援に資すること。<u>（消費者安全法（平成21年法第50号。）に基づく消費者安全確保地域協議会として協議すべき事項を含む。）</u></p>	<p data-bbox="1270 248 1944 284" style="text-align: center;">豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱</p> <p data-bbox="1135 347 1328 379">第1条 省略</p> <p data-bbox="1187 443 1276 475">（設置）</p> <p data-bbox="1135 491 2078 762">第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。</p> <p data-bbox="1187 826 1344 858">（所掌事務）</p> <p data-bbox="1135 874 2078 957">第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。</p> <p data-bbox="1153 973 2078 1340">（1）豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。 （2）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。 （3）司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。 （4）その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。</p>

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の新旧対照表

<p>(組織) 第4条 推進協議会は、常任委員<u>8</u>人をもって組織する。</p> <p>(委員) 第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護<u>支援</u>等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 愛知県弁護士会に属し、かつ愛知県弁護士会が推薦する者 (2) 愛知県司法書士会に属し、かつ愛知県司法書士会又は公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部が推薦する者 (3) 愛知県社会福祉士会に属し、かつ愛知県社会福祉士会が推薦する者 (4) 豊田加茂医師会に属する者 (5) 医療相談員である者 (6) 豊田市基幹包括支援センターに属する者 (7) 豊田市地域自立支援協議会に属する者 <u>(8) 豊田市消費生活センターに属する者</u></p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>第6条～第9条 省略</p>	<p>(組織) 第4条 推進協議会は、常任委員7人をもって組織する。</p> <p>(委員) 第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 愛知県弁護士会に属し、かつ愛知県弁護士会が推薦する者 (2) 愛知県司法書士会に属し、かつ愛知県司法書士会又は公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部が推薦する者 (3) 愛知県社会福祉士会に属し、かつ愛知県社会福祉士会が推薦する者 (4) 豊田加茂医師会に属する者 (5) 医療相談員である者 (6) 豊田市基幹包括支援センターに属する者 (7) 豊田市地域自立支援協議会に属する者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>第6条～第9条 省略</p>
--	--

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の新旧対照表

<p>(部会の設置)</p> <p>第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、<u>豊田市成年後見支援センター定例会等の部会を置くことができる。なお、支援同意が得られていない事案を取り扱うときは、豊田市支援会議設置要綱に基づき対応するものとする。</u></p> <p>2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて決めるものとする。</p> <p>3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会会長の<u>了解</u>を得て、市長が<u>決定</u>する。</p> <p>4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。</p> <p>5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。</p> <p>第11条～13条 省略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>3 この要綱は、令和3年7月7日から施行する。</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>4 この要綱は、令和5年7月4日から施行する。</u></p>	<p>(部会の設置)</p> <p>第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて決めるものとする。</p> <p>3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会会長の推薦を得て、市長が委嘱する。</p> <p>4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。</p> <p>5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。</p> <p>第11条～13条 省略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>3 この要綱は、令和3年7月7日から施行する。</p>
---	--

前期期間の総括と中間見直しの方針

1 豊田市成年後見制度利用促進計画について（令和2年3月策定）

計画期間	令和2年度から令和7年度まで
目指すまちの姿	安心して自分らしく生きられる 支え合いのまち ～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進～
位置付け	・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条第1項に規定される市町村計画として策定 ・「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連動して策定
具体的取組	【重点取組】新規又は拡充を行う取組 【基礎取組】既に実施している基本的な取組 【懸案事項】体制強化に向けて検討を進める事項

2 中間見直しの考え方

前期期間（令和2～4年度）における**計画の取組評価**を行った上で、**国の動向、社会情勢の変化（コロナ禍、デジタルトランスフォーメーション等）、当事者、関係者の意見**等を踏まえて見直しを行う。

国：第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）

- 計画期間 令和4年度から令和8年度まで
- ポイント
- ①「権利擁護支援」が、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として位置付けられた。
 - ②市町村計画に「盛り込むことが望ましい内容」が示された。
 - ③成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援策の充実という施策が示された。

3 計画の取組評価と後期期間（令和5～7年度）における取組の方向性

重点取組（計画図書該当ページ）	取組評価	後期期間における取組の方向性
支援者・専門職向け研修会の開催（P.43）	計画通り	基礎取組に移行
センターにつなげるケースの目安の作成（P.45）	計画通り	基礎取組に移行
とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり（P.51）	一部実施	重点取組として継続
親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施（P.55）	計画通り	基礎取組に移行
送付先変更に係る手続き事務の簡素化（P.55）	一部実施	重点取組として継続
豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及（P.57）	計画通り	重点取組として継続
身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備（P.59）	一部実施	重点取組として継続

※基礎取組（14取組）は、一部の取組を「重層的支援体制整備事業」の取組と一体的に実施するなど充実させ継続する。
※懸案事項（4取組）は、「2 中間見直しの考え方」に沿って、重点取組（2）、基礎取組（1）、懸案事項（1）に整理する。

国の第二期基本計画を踏まえた中間見直しへの反映

- ①本計画では「権利擁護支援」の考え方を既に取り入れていたため、「目指すまちの姿」の見直しは不要。
- ②本計画では「盛り込むことが望ましい内容」を既に取り入れていたため、「取組の体系」の見直しは不要。
- ③成年後見制度以外の権利擁護支援策として「豊田市地域生活意思決定支援事業」等の取組や権利擁護支援の重要な要素である「意思決定支援」に関する取組を重点取組に追加。

社会情勢の変化

○全庁一体でデジタル化推進本部を中心とし、DXを推進

当事者、関係者の主な意見

- 重度障がい者など様々な人への意思決定支援の取組が必要。
- 施設等での虐待防止の観点を踏まえ、介護・障がい事業所権限のある部署と連携した対応が必要。
- 消費生活相談との連携など権利救済の視点も重要。

計画における「目指すまちの姿」・「取組の体系」は継続しつつ、「具体的取組やその内容」については見直しを実施。

★重点

計画図書P.59

（旧名称：身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備）
身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

（担当部署）福祉総合相談課、生活福祉課

- ・法律、医療、福祉関係者等で構成される部会を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に設置するとともに、身寄りを頼ることを前提にしない支援のあり方を検討します。
- ・また、国の動向を踏まえながら、日常的な金銭管理支援と意思決定支援を組み合わせた「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	実態調査	課題整理	対応策の検討	身寄りのない方への支援あり方検討部会等を通じた支援の検討 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践		

★重点

計画図書P.57

（旧名称：豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及）
市民・多職種と連携した意思決定支援の普及

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

（担当部署）地域包括ケア企画課、福祉総合相談課、高齢福祉課、障がい福祉課

- ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」をはじめ、意思決定支援等に係る各種ガイドラインに沿った研修等を実施します。
- ・市民の参画を得ながら「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	ポイント集の普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	〃	各種ガイドライン等に沿った研修等実施 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践（再掲）		

★重点

計画図書P.51

とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

(担当部署) 福祉総合相談課

- ・市民による権利擁護支援活動として重要な意思決定支援や身上保護の要素を充実させて、「とよた市民後見人養成講座」を実施します。
- ・また、くらし応援資金の活用策を充実させるとともに、その啓発活動を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組指標	第2期 養成		第3期 養成	見直し	第4期 養成	第5期 養成	第6期 養成
	運用開始・仕組みの充実 多様な主体への呼びかけ			活用策の充実	実施	〃	〃
				啓発策の検討	実施	〃	

★重点

◇懸案から移行

計画図書P.47

高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

支援者 専門職 センター 豊田市

(担当部署) 福祉総合相談課、介護保険課、障がい福祉課

- ・高齢者や障がい者虐待ケースにおいて、関係部署が連携して対応するとともに、専門的な助言が得られる仕組みづくりを進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	懸案事項	〃	〃	課題整理	実施方策の 検討	実施
	(実績) 虐待研修の実施、 虐待事例の現状把握					

◇懸案

計画図書P.52

新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

- ・本人にとってふさわしい成年後見人等の担い手を確保するため、社会福祉法人などの法人が後見受任できるように必要な取組を進めます。

★重点

計画図書P.55

(旧名称：送付先変更に係る手続き事務の簡素化) 送付先変更に係る手続き事務のスマート化

豊田市

(担当部署) デジタル化推進本部

- ・「豊田市デジタル強靱化戦略」に基づき、「スマート窓口＝行かない・書かない・待たない窓口」の実現に向けた取組の一環として、送付先変更に係る手続き事務のスマート化を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	課題整理	対応策の 検討	実施	全庁的な手続き対応のあり方の中での 検討・実施		
	(実績) コロナ禍の給付金、ワクチン 接種券の送付先変更事務を対応					

★重点

◇懸案から移行

計画図書P.45

(旧名称：消費生活センターとの連携策の検討) 消費生活センターとの連携策の構築

支援者 専門職 センター 豊田市

(担当部署) 福祉総合相談課、消費生活センター

- ・消費生活センターにおける消費生活相談から、権利擁護支援が必要な市民を適切な相談機関につなげる仕組みを構築します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	懸案事項	〃	〃	課題整理	実施方策の 検討	実施
	(実績) 相談事例の情報共有					

●計画の進行管理

- ・「重点取組」については、毎年度の取組指標を掲げており、その進捗状況を確認していきます。
- ・「基礎取組」については、毎年度末に実績値を確認し、実績管理を行います。
- ・「懸案事項」については、あらかじめ検討時期を設定したうえで、それに応じた検討状況を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に報告し、方向性を確認しながら進めていきます。

第5回

地域共生社会推進 全国サミット inとよた

ミライに向かって
ブンブンブ〜ン



想い発進! つながり前進! 幸せ発信!

開催日

令和5年

10/12 木 13:00~、13 金 9:30~

場所

豊田市コンサートホール・能楽堂・名鉄トヨタホテル

※能楽堂と名鉄トヨタホテルは13日(金)のみの会場

参加費

ひとり3,000円

愛知県豊田市に在住・在勤・在学の方は
参加費無料です。

【交流会】ひとり3,500円

※参加費とは別に必要 ※交流会は12日(木)実施

※そのほか「ユニバーサルツーリズム視察(視察先ジブリパーク他)」(有料)
を企画しています。(愛知県外の方が対象となります。)



申込方法

インターネットから申し込んでください

(公式ホームページURL <https://summit-toyota2023.jp>)

オンライン
参加も
できるよ!

詳細・参加申込は、[コチラ](#)



豊田市が目指している
「地域共生社会」とは

一人ひとりの「安心して暮らし」と「生きがい」、
人や活動の「つながり合い」をともにつくり、
幸せを感じられる社会のことです。

みんな
で
参加しよう!



主催 愛知県豊田市 主管 第5回地域共生社会推進全国サミットinとよた実行委員会(事務局 豊田市役所福祉総合相談課内 TEL0565(34-6791))

後援 公益社団法人 日本医師会、公益社団法人 日本歯科医師会、公益社団法人 日本薬剤師会、社会福祉法人 全国社会福祉協議会、
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会、公益社団法人 日本社会福祉士会、一般社団法人 日本介護支援専門員協会、
公益社団法人 日本介護福祉士会、認定NPO法人 市民福祉団体全国協議会、愛知県

協力 厚生労働省東海北陸厚生局

第5回地域共生社会推進全国サミットinとよた プログラムスケジュール

大会1日目 令和5年 10月12日(木) (会場:豊田市コンサートホール)

13:00~13:15	アトラクション
13:15~13:40	開会式
13:45~14:45	基調講演『あらためて「地域共生社会」とは ~私たちのミライを構想する~』 登壇者 原田 正樹(日本福祉大学学長)
15:00~16:30	パネルディスカッション『多様な主体がつながるミライへ ~枠のはみ出し方・変え方・外し方~』 ◎コーディネーター 永田 祐(同志社大学社会学部教授) ◎パネリスト 大澤 正彦(日本大学文理学部情報科学科准教授・次世代社会研究センターセンター長) 中島 みき(株式会社カヤックちいき資本主義事業部事業部長) 栗本 浩一(とよた多世代参加支援プロジェクト事務局) ◎コメンテーター 中野 まこ(NPO法人ユートピア若宮・自立生活センター十彩代表)
16:40~17:50	豊田市の事例紹介『自分らしく地域で暮らすことができるまち「豊田市」を目指して』 ◎コーディネーター 上野谷 加代子(同志社大学名誉教授) ◎プレゼンター 太田 稔彦(豊田市長) 幸村 的美(豊田市社会福祉協議会会長) ◎コメンテーター 間 隆一郎(厚生労働省老健局長)
18:30~20:30	交流会(会場:名鉄トヨタホテル)※別途申込が必要

大会2日目 令和5年 10月13日(金)

9:30~11:30	分科会A (会場:豊田市能楽堂)	『市民目線!これが私のつながり方 ~いま私がやっていて、これからあなたにできること~』 ◎コーディネーター 湯浅 誠(NPO法人全国子ども食堂支援センターむすびえ 理事長) ◎パネリスト 釘宮 順子(フリースペースK 代表) 鈴木 萌芽(株式会社musbun) 佐藤 史子(埼玉県若年性認知症サポートセンター 若年性認知症支援コーディネーター) ◎コメンテーター 米田 隆史(厚生労働省 地域共生社会推進室長)
	分科会B (会場:名鉄トヨタホテル)	『地域で活躍する事業者への期待 ~地域とつながることで果たす役割~』 ◎コーディネーター 中島 修(文京学院大学人間学部人間福祉学科長・教授) ◎パネリスト 強矢 健太郎(株式会社イトーヨーカ堂サステナビリティ推進部マネジャー) 川越 正平(松戸市医師会会長・あおぞら診療所院長) 阪田 征彦・星野 真希(社会福祉法人無門福祉会常務理事、主任) ◎コメンテーター 野崎 伸一(株式会社アマタホールディングス地域デザイングループグループマネジャー)
	分科会C (会場:豊田市コンサートホール)	『包括的支援体制の現在地 ~実践から考える成果と展望~』 ◎コーディネーター 永田 祐(同志社大学社会学部教授) ◎パネリスト 板倉 小夜子(ししまの家運営協議会副代表) 清水 潤平(滋賀県高島市健康福祉部社会福祉課くらし連携支援室長) 猪俣 健一(大阪府阪南市社会福祉協議会事務局次長) ◎コメンテーター 犬丸 智則(厚生労働省 地域共生社会推進室 支援推進官)
13:30~14:30	分科会報告・サミット宣言 (会場:豊田市コンサートホール)	登壇者 湯浅 誠(NPO法人全国子ども食堂支援センターむすびえ理事長) 中島 修(文京学院大学人間学部人間福祉学科長・教授) 永田 祐(同志社大学社会学部教授) 牧野 篤(東京大学大学院教育学研究科教授・豊田市総合計画審議会会長) 太田 稔彦(豊田市長)
14:30~15:00	引継式 (会場:豊田市コンサートホール)	次回開催市奈良県生駒市PR

会場
アクセス



お問い合わせ

第5回地域共生社会推進
全国サミットinとよた事務局

(豊田市役所福祉部福祉総合相談課内)

〒471-8501愛知県豊田市西町3丁目60番地

TEL(0565)34-6791 FAX(0565)33-2940

e-mail summit-toyota@city.toyota.aichi.jp

令和5年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議 意見書

氏名 _____

○本日の会議で言い足りなかったことや、追加意見などがあれば、ご記入ください。

8月9日（水）までにメールまたはFAXにてご提出ください

送付先

豊田市 福祉総合相談課

権利擁護支援担当 宮口・杉浦・安藤

TEL (0565) 34-6791

FAX (0565) 33-2940

E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp